

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	大分市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1475461490738/index.html

執行機関名 大分市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第3の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者総合支援法第1条	大分市重度障害者等日常生活用具購入費支給事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする	本市に居住する障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)が自立支援用具等の日常生活用具(以下「用具」という。)を購入する際に要する費用の一部の支給(以下「支給」という。)を行うことにより、障害者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大分市重度障害者等日常生活用具購入費支給事業実施要綱

